

令和2年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年6月26日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	藤川	芳人	水産振興室長	砂本	進
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	濱田	勉	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
保健課長	井上	朋張	五箇支所長	灘	進
環境課長	原	秀人	都万支所長	高梨	勇光
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 議員提出議案の題目

発委第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

発委第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時35分）

（本会議再開宣告 10時35分）

日 程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第62号から議第78号までの補正予算案、工事請負契約の締結及び条例関係等17件と、要望3件、請願及び陳情1件並びに、継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の6月8日、9日と、会期中の6月24日、25日に開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について審査したので、その審査の経過並び結果について報告いたします。

付託案件は、議第62号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」並びに、議第

63号「令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」の2件と、議第66号「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」など、条例の一部改正、廃止、制定など8件、議第76号「指定管理者の指定期間の変更について(隠岐の島町認知症高齢者グループホーム)」並びに、追加提案のあった議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」など計12件と、議会初日に付託されました隠岐の島町職員組合執行委員長 松岡隆介氏から提出のあった請願第1号「地方財政の充実強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」など、計13件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。付託された案件につきましては、全て全会一致で「可決すべし」とし、請願第1号についても全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

追加提案のあった議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」についてであります。保育対策総合支援事業では、全額国庫負担で新型コロナウイルス感染症対策として公立・私立保育所における感染症対策用品購入費並びに補助金が計上され、児童の安全・安心の保育環境が整備されることは評価するものであります。

委員から、「高齢者福祉施設や障がい者福祉施設はどうなっているのか。」との質問があり、担当課では「対応できる財源等、模索している状況である。」との答弁がございました。財政課に問い合わせても「国でも検討しているようで、交付金で対応できるかも。」とのことになりました。

それぞれ民間施設では既に対応していると思っておりますが、今回のような危機的な状況においては行政が率先して支援すべきであり、当委員会として、民間の高齢者施設・障がい者施設についても保育所同様に早急に対応するよう指摘いたしました。

次に、議第72号「隠岐の島町認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例」、議第75号「財産の無償譲渡について」、議第76号「指定管理者の指定期間の変更について〔隠岐の島町認知症高齢者グループホーム〕」の案件であります。これらの3件は、都万地区にある認知症高齢者グループホーム「みのりの家」を現在の指定管理者である社会福祉法人「高田会」に無償譲渡するための案件であります。

この施設は、認知症になった高齢者の日常生活を支援するため、平成17年度に建設されたもので木造平屋建て延べ床面積323.575㎡、総事業費7,877万6,000円であり、定員は9名であり、土地所有者は社会福祉法人「高田会」であります。

行財政改革の方針により、昨年から譲渡について協議が重ねられ準備が進められてきたものであり、関係者のご尽力に対して敬意を表するものでありますが、引き続き、他の福祉施設についても行財政改革の方針を踏まえ、できるだけ早く譲渡するため、さらに努力するよう要望いたしました。

また、その他の条例改正については、関係法令の改正によるものや、私債権の徴収業務を明らかにするための条例の制定などであり、特に意見、指摘事項はありませんでした。

最後に、隠岐の島町職員組合執行委員長 松岡隆介氏から提出のあった、請願第1号「地方財政の充実強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」については、新型コロナウイルス感染症対策や少子高齢化により多様化する公的サービスの充実を図るためには地方財政の安定確立は急務であり、「意見書」を提出することを全会一致で「採択すべし」といたしました。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も引き続き調査、研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（米澤 壽重）

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は6月9日、10日、24日、25日の4日間開催し、付託された議第62号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」までの7議案、及び要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援」から要望第3号「町内事業者への支援と経済活性化について」の3件の要望、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」1件について審査を行いました。

審査の結果は、付託議案は全て全会一致で「可決すべし」とし、要望2件は全会一致で「採択すべし」、陳情1件は賛成多数で「採択すべし」、要望1件は「継続審査」といたしました。

審査の経過及び主な意見、指摘事項について報告いたします。

議第62号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」の「商工費」、宿泊施設立地等促進事業費補助金は、審査委員の中に対象事業への融資に関わる金融機関関係者が入っているのは問題ではないかとの指摘がありました。委員会からは、審査体制を見直すべきと指摘し、所管課からは審査体制に関しては再検討するとの答弁がありました。

次に、議第 78 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」の「商工費」、隠岐の島町地域通貨券発行事業 2,531 万 3,000 円については、委員から抽選方式では不公平ではないか等の否定的な意見と肯定的な意見が均衡しました。予算案については、新型コロナに関する経済支援は必要であることから全会一致で「可決すべし」としましたが、その実施方法については改めて検討すべきと強く指摘しました。

次に、要望・陳情等について報告いたします。

要望第 1 号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」は、当該施設の改修による町内に与える経済影響など引き続き調査が必要なことから、「継続審査」といたしました。

陳情第 1 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」については、労働者の労働環境改善の必要性は理解できることから、賛成多数で「採択」といたしました。

要望第 2 号「新型コロナウイルス感染症に起因する影響で大幅な減収が見込まれる町内各宿泊施設への経営安定支援に関する要望」と要望第 3 号「町内事業者への支援と経済活性化についての要望」については、新型コロナウイルス感染症による町内経済へのダメージは甚大で、引き続き経済支援策は必要なことから全会一致で「採択」としました。

最後に、所管の調査事項について報告いたします。

「愛の橋架替事業」については、建設課から橋梁形式の比較資料と財源の調査報告が示されましたが、未だ中長期の財政に与える影響や各種事業に与える影響についての報告がありませんでした。委員会としては、財政や各種事業に与える影響などをトータルで検討しなければ計画の賛否についての検討ができないため、早急に関係各課と連携し、各種影響について報告するよう強く指摘いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

なお、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査、研究をいたします。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、承認第 3 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）」の専決処分について」から、議第 78 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」までの 29 件並びに、本日の議事日程第 1 で行いました「委員長報告」を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第3号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」から、承認第14号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの12件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第3号から承認第14号までの12件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第62号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

ここで、4番：石橋雄一議員より本議案の採決については退席したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

(石 橋 雄 一 議 員 退 席)

議事を進めます。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第62号は委員長報告のとおり「可決」されました。

ここで、石橋雄一議員の入室を認めます。

(石橋 雄一 議員 入 室)

議事を進めます。

次に、議第 63 号「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 63 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 64 号「工事請負契約の締結について〔林道南谷線大山橋橋梁 2 期工事〕」及び、議第 65 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（港町 4 工区）工事〕」の 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 64 号及び議第 65 号の 2 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 66 号「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 72 号「隠岐の島町認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 66 号から議第 72 号までの 7 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 73 号「第 2 次隠岐の島町総合振興計画について」から、議第 77 号「指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第73号から議第77号までの5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第78号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第3号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」から、同意第10号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの8件を一括して採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第3号から同意第10号までの8件は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、要望第2号「新型コロナウイルス感染症に起因する影響で大幅な減収が見込まれる町内各宿泊施設への経営安定支援に関する要望」及び、要望第3号「町内事業者への支援と経済活性化についての要望」の2件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第2号及び要望第3号の2件は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり2件の議案が委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

はじめに、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

12番：高宮 陽一 議員

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルス感染症対策や少子高齢化による、多様化する公的サービスの充実を図るためには、地方財政の安定確立は急務であります。その対応として、関係機関に別紙の「意見書」を提出するものであります。

なお、意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命大臣（地方創生規制改革担当・経済財政政策担当）です。

以上でございます。

議員各位のご理解とお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第2号の「質疑」を行います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行ないます。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発委第3号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

それでは、発委第3号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について、提案理由の説明を行います。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり「意見書」を提出するものであります。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛てであります。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行ないます。

討論はありますか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立「多数」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって「令和2年第2回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時02分)